

○東海旅客鉄道株式会社障がい者用 I C カード乗車券運送約款

(令和 6 年 3 月 18 日社通達第 103 号)

旅客及び荷物営業規程（平成 2 年 10 月 1 日社達第 44 号）第 6 条第 1 項第 16 号の規定に基づき、障がい者用 I C カード乗車券運送約款を次のように定める。

障がい者用 I C カード乗車券運送約款

目 次

第 1 章 総則（第 1 条—第 16 条）

第 2 章 旅客営業（第 17 条—第 28 条）

第 1 章 総則

（この規約の目的）

第 1 条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月 1 日公告第 6 号。以下「身体障害者規則」といいます。）に規定する第 1 種身体障害者及びその介護者又は東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月 21 日公告第 35 号。以下「知的障害者規則」といいます。）に規定する第 1 種知的障害者及びその介護者のために発売し、身体障害者規則第 7 条及び知的障害者規則第 6 条に定める割引率を適用する記名式 T O I C A（以下「障がい者用 T O I C A」といいます。）のサービスの内容及び利用条件を定めることを目的とします。

（適用範囲）

第 2 条 障がい者用 T O I C A によるサービスについては、この約款の定めるところによります。

2 この約款が改定された場合、以後の障がい者用 T O I C A によるサービスの内容及び利用条件は、改定された約款の定めるところによります。

3 この約款に定めていない事項については、東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款（平成 18 年 10 月 20 日社通達第 122 号。以下「I C カード約款」といいます。）の定めるところによります。また、この約款と I C カード約款との間で重複又は競合する内容については、この約款が優先するものとします。

（用語の意義）

第 3 条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「障がい者」とは、第 1 種身体障害者又は第 1 種知的障害者のことをいいます。

(2) 「介護者」とは、係員が介護能力があると認められる者であって、障がい者が I C カード約款第 7 条に定める利用エリアを乗車する場合に障がい者を介護する者をいいます。

(3) 「利用者」とは、障がい者及び介護者の総称をいいます。

(4) 「本人用 T O I C A」とは、障がい者用 T O I C A のうち、介護者用 T O I C A と同時に利用することを条件に、障がい者本人のために発売され、障がい者本人が利用することができる T O I C A をいいます。

(5) 「介護者用 T O I C A」とは、障がい者用 T O I C A のうち、本人用 T O I C A と同時に利用することを条件に、介護者のために発売され、障がい者を介護する目的において介護者が利用することができる T O I C A をいいます。

- (6) 「申込者」とは、第7条の規定により障がい者用TOICAの利用を申し込む障がい者本人又は代理人をいいます。
- 2 この約款に規定する旅客運賃については、東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則(昭和62年4月1日公告第1号。以下「旅客規則」といいます。)第140条に定める鉄道駅バリアフリー料金を含むものとします。
- 3 この約款に定めのない用語の定義については、旅客規則、身体障害者規則、知的障害者規則及びICカード約款の定めるところによります。
- (契約の成立時期)
- 第4条 障がい者用TOICAに関する契約の成立時期は、東海旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が利用者に障がい者用TOICAを交付したときとします。
- (約款等の変更)
- 第5条 この約款及びこれに基づいて定められた規定は、変更されることがあります。
- (利用者の同意)
- 第6条 利用者は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。
- (障がい者用TOICAの貸与及び所有権)
- 第7条 障がい者本人から障がい者用TOICAの利用の申込みがあった場合は、当社は、身体障害者手帳又は療育手帳(以下これらを総称して「手帳」(注)といいます。)の呈示を受け、障がい者であることを確認したうえで、本人用TOICA及び介護者用TOICAを同時に利用者に貸与します。ただし、別に定めるところにより、障がい者本人の代理人から申込みを受け、当該代理人に対し本人用TOICA及び介護者用TOICAを貸与することがあります。
- (注)「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるもの又は「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について(通知)」(令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第7条第1項に定める貸与時の呈示、第9条第2項に定める購入の申込み時の呈示、同条第4項に定める係員の請求があった際の呈示、第10条に定める変更の申込み時の呈示、第11条に定める有効期間延長時の呈示、第14条第1項に定める紛失再発行時の呈示及び第19条第2項に定めるTOICA定期券申込み時の呈示の際に限り、手帳に代わるものとすることができます。ただし、第9条第4項に定める通り、障がい者用TOICAを利用する際は手帳本通の携帯が必要です。
- 2 前項により貸与する障がい者用TOICAの所有権は当社に帰属します。
- 3 利用者は、障がい者用TOICAが不要となったとき又は障がい者用TOICAが無効となったとき若しくはその使用資格を失ったときは、本人用TOICA及び介護者用TOICAの両方を同時に当社に返却しなければなりません。
- (デポジット)
- 第8条 前条の規定により当社が障がい者用TOICAを利用者に貸与する場合は、当社は、デポジットとして本人用TOICA及び介護者用TOICAのそれぞれにつき500円を現金で収受します。
- 2 当社が貸与した障がい者用TOICAを、利用者が当社に返却したときは、第23条並びにICカード約款第14条、第23条、第24条及び第36条に定める場合を除き、デポジットを返却します。
- (障がい者用TOICAの発売)
- 第9条 第7条の規定により当社が障がい者用TOICAを利用者に貸与する場合は、当

社は、あらかじめSFをチャージした障がい者用TOICAを貸与するものとし、申込者からSF相当額とデポジットを現金で収受します(以下この取扱いを「障がい者用TOICAの発売」といいます。)

- 2 申込者は、障がい者用TOICAの購入の申込みの際には、障がい者の氏名及び生年月日等を記載した別表に定める障がい者用TOICA申込書を、当社が別に定めるTOICA乗車券の発売箇所に提出し、かつ係員に手帳を呈示し、障がい者であることを証明するものとし、この場合、当社は本人用TOICAと介護者用TOICAの両方を同時に発売します。
- 3 介護者用TOICAには、障がい者本人の個人を特定する氏名及び生年月日等の情報が記録され、券面には障がい者本人の氏名と介護者用TOICAである旨をあわせて記載します。
- 4 利用者は、障がい者用TOICAを利用する際は、手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。
- 5 同一の利用者には複数の障がい者用TOICAを貸与しません。
- 6 障がい者用TOICAには小児用の設定はありません。
- 7 障がい者用TOICAは発売日から起算して1年間の有効期間を設定します。

(変更)

第10条 TOICA(EX-ICカード(TOICA機能付き)及び小児用TOICAを除きます。)は、障がい者用TOICAに変更することができます。この場合、前条第2項の取扱いを準用します。また、記名式TOICAを介護者用TOICAに変更する場合は、別に定める申込書(以下「再発行等申込書」といいます。)をあわせて提出し、かつ公的証明書等を呈示するものとし、

(有効期間の延長)

第11条 申込者は、第9条第7項に規定する有効期間の終了日以降も障がい者用TOICAの利用を希望する場合、有効期間の延長を受けることができます。この場合、第9条第2項に準じて取り扱うものとし、当該延長手続きを受けた日から起算して1年間の有効期間を新たに設定します。また、これ以後に再度延長を行う際も同様とします。

(制限事項等)

第12条 偽造、変造又は不正に作成された障がい者用TOICAを使用することはできません。

- 2 障がい者用TOICAの有効期間が終了したときは、以後当該障がい者用TOICAを使用することはできません。この場合、当該障がい者用TOICAは、第11条に規定する有効期間の延長又は第13条に規定する払いもどしを行うことができます。

(払いもどし)

第13条 障がい者用TOICAが不要となった場合は、障がい者本人は当社が別に定めるTOICA乗車券の払いもどしを行う箇所(以下「払いもどし取扱箇所」といいます。)に本人用TOICA及び介護者用TOICAの両方を同時に差し出して、SF残額(10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。)を一括して払いもどしの請求をすることができます。この場合、本人用TOICA及び介護者用TOICAのそれぞれにつき手数料として220円(SF残額が220円に満たない場合はその額)を支払うものとし、

- 2 障がい者用TOICAの払いもどしは、障がい者本人が、払いもどし取扱箇所において、再発行等申込書を提出し、公的証明書等の呈示により、払いもどしを請求する障がい者が当該本人用TOICAの記名人と一致することを係員が確認できた場合に限り取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該本人用TOICAの記名人の代理人に対し、

払いもどしをすることがあります。

- 3 第19条に規定するTOICA定期券を含めて障がい者用TOICAが不要となった場合は、第1項の規定にかかわらず、第24条第1項第1号又は第2号の規定による定期乗車券の払いもどし額とSF残額との合算額を払いもどします。この場合、本人用TOICA及び介護者用TOICAのそれぞれにつき手数料として220円（定期乗車券の払いもどし額とSF残額との合算額が220円に満たない場合はその額）を支払うものとします。
(紛失再発行)

第14条 障がい者用TOICAを紛失した場合は、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した当該障がい者用TOICAの使用停止措置を行い、その翌日から起算して30日以内に再発行を行います。

- (1) 障がい者本人が、払いもどし取扱箇所において、再発行等申込書を提出し、公的証明書等の呈示により、当該障がい者用TOICAの記名人本人であることを証明できること。

- (2) 前号の紛失再発行の申込後、再発行された障がい者用TOICAの貸与に際して、障がい者本人が、払いもどし取扱箇所において係員に手帳を呈示し、当該障がい者用TOICAの記名人本人であることを証明できること。

- (3) 当該障がい者用TOICAについて、ICカード約款第26条第1項第2号に定める記名人の情報が当社のシステムに登録されていること。

- 2 当社は、前項により再発行する当該障がい者用TOICA1枚につき紛失再発行手数料520円及び第8条第1項に規定するデポジットを収受します。

- 3 当社が障がい者用TOICAの再発行の請求を受け付けた後は、これを取り消すことはできません。

- 4 ICカード約款第14条第1項の規定により失効した障がい者用TOICAの再発行の請求はできません。

- 5 障がい者用TOICAの使用停止措置を行った場合、当該措置を行った障がい者用TOICAを利用者が再び使用することはできません。また、障がい者用TOICAのうち、本人用TOICA又は介護者用TOICAのいずれか一方について使用停止措置を行った場合、利用者は、当該措置を行った障がい者用TOICAの再発行を受けない限り、他方の障がい者用TOICAを単独で使うことができません。

- 6 別に定めるところにより、当該障がい者用TOICAの記名人の代理人に対し、前各項の取扱いを行うことがあります。

(障害再発行)

第15条 障がい者用TOICAの破損等によって障がい者用TOICAの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合で、利用者が払いもどし取扱箇所において、再発行等申込書を当該障がい者用TOICAとともに提出したときは、その原因が利用者の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当該障がい者用TOICAの使用停止措置を行い、30日以内に再発行を行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合、再発行は行いません。

- 2 障がい者用TOICAのうち、本人用TOICA又は介護者用TOICAのいずれか一方について前項による再発行を行う場合、再発行が完了するまでの間、他方の障がい者用TOICAを単独で使うことはできません。ただし、当該障がい者用TOICAに有効なTOICA定期乗車券がある場合は当該TOICA定期乗車券の区間内に限り乗車の取扱いを行います。

(免責事項)

第16条 当社は、本人用TOICA又は介護者用TOICAを記名人以外の者が所持して

いたことにより記名人に損害が生じた場合、当社に故意又は過失があったときを除き、その責任を負いません。

第2章 旅客営業

(使用方法)

第17条 障がい者は、介護者用TOICAを使用する介護者を伴い、当該介護者と同時刻・同一駅・同一経路による乗車及び降車のために本人用TOICAを使用するものとします。

2 介護者は、本人用TOICAを使用する障がい者を介護する目的においてのみ、障がい者本人と同時刻・同一駅・同一経路による乗車及び降車のために介護者用TOICAを使用するものとします。

(制限事項等)

第18条 当社は、障がい者用TOICAの利用状況の確認を定期的に行うものとし、前条の定めと異なる方法にて使用した疑いがある等、必要があるときは、障がい者用TOICAの使用停止措置を行うことがあるほか、本人用TOICAに登録された記名人の連絡先に利用状況の確認のための連絡を行うことがあります。

(TOICA定期券の発売)

第19条 申込者からTOICA定期券の購入の申込みがあったときは、当該申込者が所持する障がい者用TOICAに、ICカード約款第3条第7項に定めるTOICA定期券（他の旅客会社線にまたがるものを除きます。）を発売します。ただし、連絡運輸となるものは、愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるものに限りません。

2 前項の規定により発売するTOICA定期券は、身体障害者規則第4条第1項第2号又は知的障害者規則第4条第1項第2号に定める割引の定期乗車券に限るものとします。また、TOICA定期券の購入の申込みに際しては、係員に手帳を呈示した場合に限り、本人用TOICAと介護者用TOICAに割引のTOICA定期券を同時に発売します。このとき、第11条に規定する有効期間の延長の取扱いを同時に行うものとします。

3 介護者用TOICAにおいては通学定期乗車券を発売しません。

4 障がい者用TOICAを所持しない申込者から第1項に定めるTOICA定期券の購入の申込みがあったときは、障がい者用TOICAの発売とあわせて取り扱います。この場合、SF相当額を収受せずに発売することがあります。

5 TOICA（EX-ICカード（TOICA機能付き）及び小児用TOICAを除きます。）を所持する申込者から第2項のTOICA定期券の購入の申込みがあったときは、障がい者用TOICAへの変更とあわせて取り扱います。

6 別に定めるところにより、当該障がい者用TOICAの記名人の代理人に対し、前各項の取扱いを行うことがあります。

(障がい者用TOICAに適用する運賃)

第20条 利用者が、障がい者用TOICAを使用してICカード約款の定めるところによりSFを利用して乗車する場合の運賃は、片道普通旅客運賃に、身体障害者規則第7条又は知的障害者規則第6条に定める割引率を適用した額（以下「障がい者用TOICAの運賃」といいます。）とします。

(障がい者用TOICAの効力)

第21条 第17条の規定により使用する場合のTOICA乗車券としての障がい者用TOICAは、当該乗車区間において、片道乗車1回に限り有効なものとします。この場合、本人用TOICAにおいては記名人本人、介護者用TOICAにおいては係員が介護能力があると認められる大人1人の使用に限るものとします。ただし、介護者用TOICA

については、介護者用TOICAから大人の障がい者用TOICAの運賃相当額を減算することを承諾した場合に限り、係員が介護能力があると認められる旅客規則第73条に規定する小児（以下「小児」といいます。）1人が本人用TOICAを使用する障がい者を介護する目的において使用することができます。

（障がい者用TOICAに発売されたTOICA定期券の効力）

第22条 障がい者用TOICAに発売されたTOICA定期券については、ICカード約款第35条の定めによるほか、これを使用することができるのは、本人用TOICAに発売されたTOICA定期券については障がい者本人、介護者用TOICAに発売されたTOICA定期券については係員が介護能力があると認められる大人1人に限るものとします。ただし、介護者用TOICAに発売されたTOICA定期券については、差額等の払いもどしをしないことを承諾し、かつ係員が介護能力があると認められる小児が使用する場合には、小児1人が障がい者を介護する目的において使用することができます。

（障がい者用TOICAが無効となる場合）

第23条 障がい者用TOICAは、ICカード約款第23条に定める事由のほか、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

- (1) 使用資格、氏名、年齢を偽って障がい者用TOICAを使用した場合
- (2) 本人用TOICA又は介護者用TOICAを単独で使用した場合
- (3) 本人用TOICAと介護者用TOICAの使用が、同時刻・同一駅・同一経路による乗車ではない場合
- (4) 手帳を携帯せずに障がい者用TOICAを使用した場合又は係員の請求があった際に手帳の呈示を拒んだ場合
- (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して障がい者用TOICAを使用した場合
- (6) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 前各号により無効として回収した後、一定期間、当該利用者への障がい者用TOICAの発売を行わない場合があります。

（TOICA定期乗車券のみの払いもどし）

第24条 障がい者本人は、障がい者用TOICAに発売されたTOICA定期券が不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、当該障がい者用TOICAの記名人本人であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、次の各号により本人用TOICA及び介護者用TOICAの定期乗車券のみを払いもどします。ただし、別に定めるところにより、当該障がい者用TOICAの記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

- (1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどします。
- (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から、旅客規則第277条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどします。
- (3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として本人用TOICA及び介護者用TOICAのそれぞれの定期乗車券につき220円（220円に満たない場合はその額）を収受します。

（注）TOICA定期券が不要となり、SF残額と同時に払いもどしする場合は、第13条第3項の規定により取り扱います。

（障がい者用TOICAの不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第25条 第23条第1項の各号の1に該当する場合は、乗車駅からの区間に対する旅客規則により算出した普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受し

ます。

- 2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 266 条の規定を準用します。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第 26 条 障がい者用 T O I C A を所持し、第 17 条の規定により乗車する利用者が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、I C カード約款によるほか、途中駅で旅行を中止したとき又は発駅に至る途中駅まで送還したときは、旅行中止駅において発駅から当該駅までの区間について第 20 条の規定により算出した障がい者用 T O I C A の運賃を収受します。

(当社線及び他社線での障がい者用 T O I C A による乗車の取扱方)

第 27 条 I C カード約款第 7 条の定めにかかわらず、熱海駅又は国府津駅の入場時に、障がい者用 T O I C A を使用することはできません。ただし、第 19 条の規定により発売する、熱海駅又は国府津駅を発又は着となる T O I C A 定期券を除きます。

- 2 I C カード約款第 7 条第 1 項の定めにかかわらず、同条第 2 項の規定により当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下「他社線」といいます。）内の障がい者用 T O I C A が利用できる駅において、障がい者用 T O I C A による乗車等の取扱いを行います。

(他社線内における取扱い)

第 28 条 他社線内における障がい者用 T O I C A による乗車等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

- 2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、障がい者用 T O I C A に関して当社が保有する個人情報を当該他社に提供する場合があります。

別表（第9条第2項）

【発売用】または【情報更新用】

障がい者用 TOICA 申込書

障がい者用 TOICA は、各自治体で発行する身体障害者手帳または療育手帳（旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額欄に第1種の記載のあるもの）をお持ちのお客さま（小児を除く）とその介護者 がご利用いただける IC カード乗車券です。

私は、下記の【確認事項】①～④の事項と【個人情報の取扱いについて】の記載内容を確認し、全て同意のうえ、障がい者用 TOICA を申込みます。

障がい者ご本人のお名前		必須 身体障害者手帳・療育手帳番号	
フリガナ		号	
氏名		必須 生年月日（ご本人）	
		年 月 日	
		電話番号 （ご本人又はその介護者）	性別
			男・女

【確認事項】

下記の確認事項をお読みいただき、全て同意のうえ、ご確認欄にチェックをしてください。

ご確認欄

①	●障がい者用 TOICA に関する規定 ・障がい者用 TOICA のご利用にかかわる事項は、「東海旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券運送約款」および「東海旅客鉄道株式会社障がい者用 IC カード乗車券運送約款」の適用を受けます。	<input type="checkbox"/>
②	●ご利用方法 ＜ご本人とその介護者が同一行程でご利用ください。＞ ・ご本人とその介護者は、障がい者用 TOICA の使用にあたり同一行程（同時刻・同一駅・同一経路）による乗車および降車のために使用するものとします。 ・介護者については、ご本人と同一行程でご利用の場合、任意の1名のお客さまがご利用いただけます。	<input type="checkbox"/>
③	●ご利用状況の確認 ・当社は、障がい者用 TOICA のご利用状況の確認を定期的に行うものとし、詳細なご利用状況の確認が必要と認められる場合には、障がい者用 TOICA の使用停止措置を行うことがあるほか、ご利用状況の確認および適切なご利用方法についてご案内を行うため、ご本人が届け出た連絡先に連絡を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
④	●有効期間 ・障がい者用 TOICA は、お求めいただいた日から1年間有効です。 ・有効期間の終了日以降も、障がい者用 TOICA のご利用を希望する場合、当社の指定する駅に障がい者用 TOICA（本人用）および障がい者用 TOICA（介護者用）の両方を持参し、手帳等を呈示することで、有効期間の延長を受けることができます。	<input type="checkbox"/>

◆定期券購入内容

区 間	～	定期券 の種類	本人	介護者
			通 勤 ・ 通 学	通 勤
経 由		学校名		
使 用 開始日	年 月 日から	有 効 期 間	1 か月 ・ 3 か月 ・ 6 か月	
種 類	新 規 ・ 継 続	お支払 方 法	現 金 ・ クレジットカード	
定期券有効期間外におけるカード残額の利用			可 ・ 否	「可」…乗車区間の運賃を減額します。 「否」…定期券期間外は改札機を通れません。

※通学 証明書 兼用証明書 証明書番号 ()

◆取扱事業者使用欄

障がい者用 TOICA 発売・有効期間更新・個人情報変更時の資格確認使用書類
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳
<ul style="list-style-type: none"> ・氏 名： ・日 時： ・窓 口 番 号： ・本人用 I D：（下 4 桁） ・取 扱 業 務： <input type="checkbox"/> 障がい者用 TOICA / 障がい者用 TOICA 定期券発売 <input type="checkbox"/> 磁気定期券からの発行替え <input type="checkbox"/> 有効期間更新 <input type="checkbox"/> 個人情報変更・券面再印刷（<input type="checkbox"/> 本人用・<input type="checkbox"/> 介護者用） <input type="checkbox"/> その他（ ）
記事欄

取扱者 (サインまたは押印)

【個人情報の取扱いについて】

当社は、ご記入いただいた個人情報を要配慮個人情報として取得し、以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

1. 取得する個人情報

ご本人の氏名、身体障害者手帳番号または療育手帳番号、性別、生年月日、ご本人又はその介護者の電話番号

2. 利用目的

取得した個人情報の利用目的は、以下に定めるとおりとし、これに関連する目的も含むものとします。

- ① 障がい者用 TOICA に関する手続きのため（ご利用資格の確認、有効期間の更新、変更、払いもどし等）
- ② 障がい者用 TOICA のご利用状況の確認（使用停止手配を含む）のため
- ③ 障がい者用 TOICA のご本人へのご利用状況の確認および適切なご利用方法のご案内に関する連絡のため
- ④ 障がい者用 TOICA にかかわるサービスの実施および改善のため
- ⑤ その他上記の各目的に準ずるか、これらに関連する目的のため

3. 個人情報の共同利用

当社、TOICA 発行事業者および TOICA と相互利用する IC カードの発行事業者は「1. 取得する個人情報」に記載する個人情報を「2. 利用目的」に記載する利用目的の達成に必要な範囲で共同して利用します。

① 共同して利用する個人情報の項目

ご本人の氏名、身体障害者手帳番号または療育手帳番号、性別、生年月日、ご本人又はその介護者の電話番号

② 共同して利用する者の範囲

TOICA 発行事業者および TOICA と相互利用する IC カードの発行事業者

③ 利用目的

「2. 利用目的」に記載する利用目的を達成するため

④ 個人情報の管理について責任を有する者の名称および住所ならびに代表者の氏名

東海旅客鉄道株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ

代表取締役 丹羽 俊介

2024年4月1日時点での情報です。

最新の情報は、当社 HP の会社概要 (<https://company.jr-central.co.jp/company/about/outline.html>) もしくは個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー） (<https://jr-central.co.jp/privacy/>) をご確認ください。

4. 保有個人データの開示に関する特記事項

個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データに関する開示等の請求等のうち、介護者用 TOICA の保有個人データに関わる開示等については、障がい者ご本人もしくは委任状その他代理権のあることを証する書類により本人から委任された代理人のみが行うことができます。